

平成26年11月14日

埼玉県県土整備部用地課長 様

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
会長 太幡 豊



要 望 書

謹啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、埼玉県県土整備部が行う公共事業における用地取得において、不動産鑑定評価、土地評価等の発注に関しては、貴課と当協会との間で合意した「申し合わせ事項（平成13年4月10日）」に基づき鑑定等の業務を運用しているところではありますが、一部の県土整備事務所においては「申し合わせ事項」とは異なった内容で発注される事案があるとの意見が当協会の会員から寄せられております。

当協会といたしましては、「申し合わせ事項」を運用していくことで精度の高い適正な鑑定評価業務が遂行できるものと考えております。

また、適正な鑑定業務を継続して行くためには、貴課と当協会との間で事務レベルでの定期的な意見交換が必要であると考えております。

さらには、「申し合わせ事項」を合意してから長年が経過しており、合意事項の一部変更について御検討をお願いしたい事項も生じております。

ついては、下記のとおり御要望申し上げますので、ご賢察のうえ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 事業用地の取得における不動産鑑定評価、土地評価等の業務の発注においては、平成13年4月10日付け「申し合わせ事項」のとおり行うことを再度確認していただくとともに、改めて県土整備部内の地域機関（発注機関）に周知を図っていただきたい。
- 2 土地評価業務の発注に関して、事業が長期にわたる場合は、5年ごとに新規の業務を発注していただきたい。
- 3 標準家賃等の算出調査業務において、事業系に関する調査業務については、その調査業務（賃貸事例の収集等）の難易度を鑑みて適正な報酬水準に改定していただきたい。
- 4 適正な鑑定業務を継続していくため、貴課と当協会との意見交換会（事務レベル）を定期的に（年1回程度）開催していただきたい。